

令和4年度山形県スポーツ・文化関係大会宿泊要項

(高体連・高文連・県スポーツ協会主催大会等)

1 総則

山形県における高体連・高文連・県スポーツ協会が主催する大会の宿泊は、大会事務局を通さず、学校等の団体が直接宿泊施設に申し込むこととし、**宿泊申込を受ける宿泊施設及び宿泊を申込む際の基準を下記に示し、標記大会宿泊要項を制定するものである。**

- (1) この要項の適用対象は、令和4年度に県内で開催される高体連・高文連・県スポーツ協会が主催するスポーツ・文化関係の大会及び東北大会に参加する高校生・監督等とする。
ただし、東北総合体育大会参加者にはこの要項は適用しないものとする。
- (2) 山形県旅館ホテル生活衛生同業組合に加盟しない旅館・ホテル等には、原則この要項は適用しないものとする。

2 宿泊料金等

- (1) 宿泊料金及び昼食弁当料金

・宿泊料金（1泊2食付）及び昼食弁当料金は、次表のとおりとする。

区 分			県 内 大 会 宿 泊 料 金		
			料 金 (消費税込)	予約金	付 記
1	高 校 生	選 手	6,600円	2,000円 (1人1泊当り)	監督・コーチ浴衣あり
		監督・コーチ	7,260円		
2	スポーツ少年団	選 手	6,270円	—	・アメニティーグッズ 及び浴衣なし
		監督・付添	7,260円		・アメニティーグッズ 及び浴衣あり
3	ドライバー (契約したバス会社等の運転士)		7,700円	2,000円 (1人1泊当り)	・アメニティーグッズ 及び浴衣あり
昼食弁当			648円(消費税込)で斡旋する。		

(注) ・宿泊料金及びアメニティーグッズについては、施設の規模や温泉旅館等によって異なる場合があるので、予め確認すること。

・ドライバー、大会役員の入湯税(150円)減免については市町村によって異なるため、あらかじめ確認すること。

- (2) 適用期間

上記宿泊料金適用期間は、令和4年4月1日～令和5年3月31日までとする。

3 宿泊予約及び宿泊取り消し（キャンセル）等

(1) 宿泊予約

- ① 予約金を納入した時点において予約が成立するものとする。
- ② 宿泊予約2日以前に宿泊を取り消した場合は、予約金は返金しないものとする。

(2) 宿泊取り消しの取り扱い

宿泊を取り消す場合、前日取消の場合は宿泊料金の50%、当日取消の場合は宿泊料金の100%（消費税は課税対象外）を当事者が負担する。その場合予約金は宿泊取り消し料に充当するものとする。

なお、取り消しにあたっては、各宿泊申込団体の責任者が直接当該宿舎へ電話又はFAXで速やかに連絡するものとする。

(3) 欠食控除の取り扱い

欠食の申し出は、朝食については前日の夕食時まで、夕食については当日の朝食時までとし、欠食申し出後の宿泊料金は、消費税を含まない1泊2食付宿泊料金から次表の金額を差し引いた後の金額に、消費税を課税した金額とする。

区 分	朝 食	夕 食
大会参加者	宿泊料の5%	宿泊料の10%

(4) 追加食事及び客室利用の取り扱い

- ① 追加食事料金は次表のとおりとする。

区 分	朝 食	夕 食
大会参加者	1,100円 (消費税込)	2,200円 (消費税込)

- ② 客室の利用時間は午後4時から翌日午前10時とする。
- ③ 早朝到着及び遅立ち等で部屋を使用する場合の休憩料については、各旅館との個別折衝とする。

(5) 宿泊料金等の支払方法

宿泊料金及び宿泊取消料金等は、原則として当日ごとに現金で支払うものとする。

4 その他

- (1) 昼食弁当の申込み、配布先及び配布時間等については、宿泊責任者と宿舎との協議により、競技に支障のないよう配慮する。
- (2) 食事時間は、原則として次のとおりとする。競技の都合等でこの時間外に食事をする場合は事前に宿舎に申し出て協議するものとする。
○ 朝食 7時～8時 ○ 夕食 17時～19時
- (3) 温泉旅館等に宿泊となる場合、予め当該旅館等所在市町村と入湯税の減免申請を行っている場合は、結果を開催地の旅館組合又は宿泊施設に通知する。減免申請が行われていない場合は、宿泊者は入湯税を支払うものとする。